



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

老後の収入になるマンション経営？

～マンションオーナー契約のトラブル～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

不動産業者が自宅や職場に電話をかけてきた。あまりにもしつこいので、話を聞くと「都会のマンションを1部屋購入しないか。それを人に貸すことで月々の家賃が収入となり、老後が安心になる」と熱心に勧められた。その気になって1,800万円の購入契約を交わし、手付金として9万6千円を支払った。

しかし、よく考えると今後のローンの支払いに自信がなく、解約を申し出たところ、360万円の違約金を請求された。

どうしたらいいだろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◆宅地建物取引業法では、マンション販売の勧誘時に電話による長時間の勧誘や、私生活や業務の平穩を害する方法で相手を困惑させることを禁止しています。これらの違反行為は行政処分の対象となります。
- ◆宅地建物取引業法のクーリングオフは適用範囲が限られているため注意が必要です。
- ◆最近では、新社会人が会社の同僚と合コンで勧誘されたり、婚活サイトで知り合った相手から「将来のために購入して」と勧められたりといった、若者を狙った手口が多くなっています。